

掛川市新たなビジネススタイル応援事業費補助金交付要領(中心市街地等の事業進出支援事業(空き家、空き店舗をサテライトオフィス等に変更するための改修事業))

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市新たなビジネススタイル応援補助金交付要綱(以下、要綱)の規定に基づき、中心市街地等の事業進出支援事業(空き家、空き店舗をサテライトオフィス等に変更するための改修事業)の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サテライトオフィス等開設事業 事業者がサテライトオフィス等を開設することを目的として実施する空き店舗等の改装又は設備工事に係る事業(次のいずれにも該当するものに限る。)をいう。

ア この要領による補助金の交付申請前から開業作業に着手していないこと。

イ この要領による補助金以外の市補助金を受けずに開業すること。

(2) テレワーク 情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。

(3) サテライトオフィス等 別表1に記載する機能に係る業務を主として行う建物または、建物の一部(単なる営業店舗を除く)。

(4) 空き店舗等 要綱に規定する空き家及び空き店舗、ただし、この要領においては、要綱第2(3)アは含めない。

(5) 移住 本市に定住(おおむね3年以上の期間)する意思を持って、本市以外の市区町村から本市に転入(住民票の異動を伴う)し、生活拠点を本市に構えることをいう。

(6) 二地域居住 都市や地方の住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、本来の住居とは別に農山漁村や都市に居を構え、その二つ目の住居を中長期、定期的・反復的に滞在すること等により、これまでの本来の住居に加えた生活拠点を持つことをいう。

(7) 所有者 家屋の登記事項証明書に所有者として登録されている者をいう。

(8) 事業者 空き店舗等を活用して開業しようとする個人又は法人であって、次に掲げるいずれにも該当するものをいう。

ア 市税を滞納していないものであること。

イ この要綱による補助金の交付申請日の属する年度内に開業するものであること。

(9) 常用労働者 期間を定めずに雇われている者又は、1か月以上の期間を定めて雇われている者。

(対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者(以下「対象事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自らが、市内の空き店舗等を整備して新たにサテライトオフィス等を開設する事業者であり、次のすべての要件を満たす者。

ア 市内の空き店舗等を購入または賃借すること。

イ サテライトオフィス等の開設により、当該サテライトオフィス等での1名以上が事業者又は、常用労働者として就労し、うち1名以上において移住者または、二地域居住者が生じること。

ウ サテライトオフィス等の設置が、都市計画法や建築基準法等のその他の関係法令に違反しないこと。

エ 当該補助金の交付を受け開設した施設をサテライトオフィス等として3年以上運用及び第3条第1項を維持することを誓約できること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申立てがなされていないこと。

カ 当該補助金を同一年度内で申請がないこと。

(2) 前号のすべての要件を満たす事業者向けのサテライトオフィス等の提供を目的として空き店舗等の整備を行い、前号エからカの要件を満たす空き店舗等の所有者

2 対象事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

(1) 小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する店舗又は単なる営業を行う者

(2) 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。）を行う者

(3) 商品先物取引に関する事業を行う者

(4) 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。）その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者

(6) 掛川市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者

(7) 政治活動又は宗教活動を目的とする行為を行う者

(8) 中心市街地等に店舗を有する者が当該店舗を空き店舗等にして移転開業することを目的とする者

(9) この規定による補助金の交付を受けて開業した者が廃業又は休業した後、再び同一場所において開業することを目的とする者

(10) その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者、その他補助金を交付することが不相当と市長が認める者

（補助の対象及び補助率（額））

第4条 補助金は、対象事業者が市内においてサテライトオフィス等を開設する際に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、同一のサテライトオフィス等開設事業に対して、1事業者のみに交付するものとするものとし、その補助対象経費及び補助率（額）は、別表2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 申請者は、サテライトオフィス等開設事業に着手する前に、次に掲げる書類を添えて、

提出期限内に市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 各1部

ア 要綱第4条に定める提出書類

イ エントリーシート（別紙1）

ウ 誓約書（別紙2）

エ 同意書（事業者が個人の場合にあっては住所及び納税状況、事業者が法人の場合にあっては所在及び納税状況の確認調査に係るもの。）（別紙3）

オ 納税証明書（但し、同意書にもとづく調査により、納税状況が確認できる場合、提出を要しない。）

カ 履歴書及び住所を証する書類の写し（事業者が個人の場合に限る。）

キ 登記事項証明書もしくは法人の所在証明（事業者が法人の場合に限る。）

ク 開業に係る空き店舗等の位置図

ケ 開業に係る空き店舗等の外観及び内部の写真

コ 改装又は改装工事に係る図面等

サ 改装又は改装工事に係る経費の内訳が確認できる見積書等の写し

シ その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出期限

別に定める日とする

（交付の条件）

第6条 要綱第5条に定めるもののほか、次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 開業に係る許認可、資格等が必要な場合は、これらを取得している、又は開業までに取得する見込があること。

(2) 開業に係る空き店舗等の改装又は設備工事を行う場合にあっては、市長が認める場合を除き、市内に事業所を有する業者に発注しなければならないこと。

（交付の決定）

第7条 掛川市は、申請内容等に基づき審査し、補助対象者を決定する。

（変更の承認申請）

第8条 補助対象者は、申請内容を変更し、または中止しようとするときは、速やかに次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 各1部

ア 要綱第6条に定める提出書類

イ 変更事業費内訳書

（実績報告）

第9条 補助対象者は、サテライトオフィス等の整備が完了したときは、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 各1部

ア 要綱第7条に定める提出書類

イ 空き店舗等の賃貸借契約書又は所有していることがわかる登記簿の写し

ウ 改装又は設備工事に係る契約書の写し

- エ 改装又は設備工事に係る工事内訳実績書類の写し
- オ 改装又は設備工事に係る領収書等の写し
- カ 改装又は設備工事に係る工程写真
- キ 1人以上の事業者又は、常用労働者が就労していることが確認できる書類
- ク 当該事業所の就労している者が移住または二地域居住していることが確認できる書類
- ケ その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

2 前項において確定しようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の額を確定したときは、次の各号に掲げる補助事業に関する事項をインターネットその他の方法により公表することができるものとする。

- (1) 補助対象者の名称
- (2) 補助事業の実施場所
- (3) 補助事業の概要
- (4) 補助事業に要した費用及び補助金の額

(請求の手続)

第11条 請求手続の提出書類及び提出期限は要綱第8条による。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が、次のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 規則又はこの要領並びに関係法令に違反する行為があったとき。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しておかなければならない。また、市の必要に応じて、サテライトオフィス等の利用状況の調査に協力するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表1（第2条関係） 次のような機能に係る業務を主として行う建物または、建物の一部

オフィスの機能	要件	事例：オフィスのイメージ
本社機能	調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事務所、もしくは、研究所、研修所であって重要な役割を担う機能	本社、支店。 周辺地域の工場等に係る発注業務等を一括して行う。 一括したデータ管理・バックアップするデータセンターを設置する。
サテライトオフィス機能	情報通信の技術の利用等により本社又は主たる事業所以外の場所を当該事業所の一部として使用する機能	テレワークにより本社業務を行う。 全国からの問い合わせに対応するコールセンター。
※対象外 小売業、飲食業を主とする店舗、単なる営業拠点		

別表2（第3条関係）

工事の区分	補助対象経費 (ただし、消費税、地方消費税を除く)	補助率	補助 限度額
改装工事	内装工事費、外装工事費	1/2 以内	200万円
設備工事	電気、ガス、水道、照明及び空調工事費		
	インターネット環境整備費、電話回線設置工事費、セキュリティ関連機器等の設置費		
	建物と一体となって機能する設備（陳列棚、看板等で建物に固定されるものを含む。）の工事費		

別紙1 (第5条関係)

中心市街地等事業進出支援事業エントリーシート (サテライト)

掛川市新たなビジネススタイル応援補助金の交付申請を行いたく、当方が実施する事業概要につき記したエントリーシートを提出します。

令和 年 月 日 氏名

1. 申請者

企業名(屋号)			
代表者氏名		年齢	歳
住所または 本社所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
職業・業種	(1)会社役員 [業種:] (2)個人事業主 [業種:] (3)会社員 (4)専業主夫・主婦 (5)パートタイマー・アルバイト (6)学生 (7)その他 []		
e-mail			
企業または 代表者の略歴			
資格・賞罰等			

2. 開設事業所概要(本制度を利用して開設する事業所で提供するサービス内容等)

業 態	サテライトオフィス等 (業の 事務所) 小売・飲食店・その他() ※小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する店舗又は単なる営業を行う者は交付の対象とならない
進出希望場所	掛川市
具体的な内容	(1)機能 <input type="checkbox"/> 本社機能 / <input type="checkbox"/> サテライトオフィス機能 (2)操業開始(予定)日 年 月 日 (3)従業員数(役員を含む) 名(うち役員 名)
掛川市中心市 街地の印象等	

提出期限/令和 年 月 日()

誓約書

1. 私（当社）は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
2. 私（当社）は現在、訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
3. 私（当社）は現在、法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。
4. 私（当社）は、補助事業期間中及び補助事業期間終了後も、本事業を実施していく上で法令を順守することを確約します。
5. 私（当社）は、掛川市から検査、報告又は是正等の求めがあった場合は、これに応じます。
6. 私（当社）は、市税等の滞納はしておりません。また、掛川市が課税調査等を行うことに同意します。
7. 私（当社）は、補助金の交付を受けた日から3年間は申請時と同様の営業形態で事業を継続し、会計帳簿その他の書類を整備し、5年間保存することを確約します。
8. 私（当社）は、補助金の交付を受けた日から3年間以内で事業の継続が困難になった場合は、掛川市からの補助金返還に応じることを確約します。
9. 私（当社）は、市の必要に応じて調査に協力することや関係書類を開示することを確約します。
10. 私（当社）は、補助事業の確定をしたときは、補助事業に関する情報の公開に応じることを確約します。

上記事項を確認しました。（□にレ印を付けてください）

年 月 日

住所（法人所在地）

代表者（自署）

年 月 日

掛川市長 殿

所在地（住所）

事業所名

代表者氏名

印

同 意 書

掛川市新たなビジネススタイル応援事業費補助金の申請に際し、同補助金の交付要綱等に定める申請者の資格確認のため、住所及び納税状況（法人にあっては所在及び納税状況に係るもの）についての調査実施に同意します。